

令和4年度（2022年度）動物愛護管理センター運用実証事業（道東地区）
委託業務企画提案指示書

1 委託事業名

令和4年度（2022年度）動物愛護管理センター運用実証事業（道東地区）委託業務

2 業務の目的

本業務は、本道における動物愛護管理センターの運用開始に向け、道東地区において関係団体と連携した実証事業を行い課題の抽出を行うとともに、より効率的な対応方法を検討し、各地域の状況に応じた連携体制の構築促進を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 保健所で長期収容となった犬猫の搬送及び飼養

帯広保健所（新得支所、広尾支所及び本別支所を含む）、釧路保健所（標茶支所含む）及び根室保健所において、新しい飼い主が見つからず長期収容となった犬猫を搬送、収容施設で飼養管理を行い、犬猫の搬送と飼養管理の集約化における課題を抽出し効率的な方法を提案する。

なお、犬猫の搬送、飼養にあたっては、動物福祉に十分配慮する。

※犬猫収容施設は十勝総合振興局管内とする。

(2) 新しい飼い主さがしによる犬猫の譲渡

道（帯広保健所（新得支所、広尾支所及び本別支所を含む）、釧路保健所（標茶支所含む）及び根室保健所、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局）や関係団体と連携し、新しい飼い主さがしによる犬猫の譲渡を行い、譲渡会の開催や犬猫の写真や動画のホームページ掲載など、より多くの道民に周知し関心を引く効率的な譲渡方法を提案する。

アンケート調査等など、犬猫の譲渡を受ける者の意見も踏まえた上で、効果的な周知方法を検討し提案する。

(3) 動物の愛護及び適正な飼養に関する啓発活動

新しい飼い主や地域住民等に、災害発生時の対応（同行避難や必要な資材等の準備）や猫の室内飼育など、動物の愛護及び適正な飼養に関する啓発活動を行い、より多くの道民の興味、関心を引くような効果的な方法を検討し提案する。

(4) 動物愛護管理センターの運用あたっての連携方策

本道における動物愛護管理センターの運用開始にあたり、予め検討方法を定め、連携協力できる具体的な内容を提案する。 ※飼養施設関係者による協議など。

(5) 実施期間

契約締結の日から令和4年（2022年）10月31日（月）まで

※ 期間中の連続する3ヶ月において、最初の2ヶ月は長期収容となった犬猫の搬送、飼養及び譲渡を行い、最終月は犬猫の譲渡のみを行う。

動物の愛護及び適正な飼養に関する啓発活動及び動物愛護管理センターの運用にあたって連携方策の検討は、すべての実施期間中において行う。

(6) その他

ア 委託業務期間中に委託者が開催する地区ワーキンググループ等において、受託者

は事業実施の内容を報告するとともに、出席者からの質疑に対して応答する。

イ 委託業務中に、委託者が行う犬猫の搬送や飼養状況の現地確認に応じること。

(7) 報告書の作成

本業務の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は、紙媒体（A4版）3部、電子媒体（DVD-R又はSDカード）とする。

※ 本業務における成果物（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）10月31日（月）まで

5 予算上限額

3,244千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「令和4年度（2022年度）動物愛護管理センター運用実証事業委託業務（道東地区）企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うものとする。